

特定非営利活動法人再生可能エネルギープロジェクト 旅費・交通費支給規程

特定非営利活動法人 再生可能エネルギープロジェクト(以下本法人という)の役員及び会員が、業務に参加する場合の、旅費・交通費の支給方法は次のとおりとする。

第1条 交通機関を利用する場合

自宅から業務に参加する場所までのバス、電車等の運賃の合計額を支給する。

電車の運行距離数が 50 km を超えた場合は、特急料金を支給する。

第2条 自家用車を使用する場合

自宅から業務に参加する場所までの走行距離数に 1 km当たり 15 円を乗じた 金額を支給する。

走行距離数は、カーナビゲーション、地図等により計測し、自己申告とする。

運転手当として、1 日につき 1,000 円を支給することができる。

有料道路を利用した場合は、その料金を支給する。

第3条 役員及び会員が、出張した場合

その活動内容・活動時間を考慮して、その都度理事会で決定する。

附則

1 この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。